

議提第 7 号

生活保護基準引下げ処分取消等請求訴訟の最高裁判決に基づき
速やかな被害回復措置等を求める意見書

会議規則第 14 条の規定により、生活保護基準引下げ処分取消等請求訴訟
の最高裁判決に基づき速やかな被害回復措置等を求める意見書を次のとおり
提出する。

令和 7 年 9 月 26 日 提出

提出者	北本市議会議員	桜井卓
賛成者	北本市議会議員	小久保博雅
賛成者	北本市議会議員	毛呂一夫
賛成者	北本市議会議員	湯沢美恵
賛成者	北本市議会議員	村田裕子
賛成者	北本市議会議員	中村洋子

北本市議会議長 保角美代様

生活保護基準引下げ処分取消等請求訴訟の最高裁判決に基づき 速やかな被害回復措置等を求める意見書

厚生労働大臣は平成 25 年から平成 27 年にかけて生活保護法による保護の基準のうち生活扶助基準の改定を行い、この改定に基づき各自治体の福祉事務局長は生活扶助の支給額を減額する保護変更決定処分を行った。この処分について、埼玉県をはじめ全国 29 都道府県において生活保護利用者ら 1,027 名が各自治体に対し保護変更決定の取消しを求めるとともに、国に対し国家賠償法 1 条 1 項に基づく損害賠償を求めて提訴したところ、今年 6 月 27 日、最高裁判所は厚生労働大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があり違法であるとして、各自治体の保護変更決定処分を取り消す判決を言い渡した。

この判決に従い、国は速やかに生活保護利用者の被害を回復しなければならないはずであるが、最高裁判決からすでに 2 か月が経過しているにもかかわらず、国は未だ同訴訟の原告をはじめとする生活保護利用者への謝罪や保護費の遡及支給などの被害回復の措置をとらず、違法状態を放置している。

生活保護利用者の多くは高齢者や障がい者、傷病者であり、数百万人の生活保護利用者が 10 年以上にわたって違法な基準の下で最低限度未満の生活を強いられ、今もなお生存権や個人の尊厳を侵害され続けている状態にあることから、最高裁判決に基づきすべての生活保護利用者の被害回復を一刻も早く行うことが切実に求められる。

また、生活保護基準は就学援助などの諸制度と連動しており、違法とされた生活保護基準の引下げに伴いこれらの諸制度の対象者への悪影響も生じていることから、同影響の調査及び被害の回復も速やかに行うべきである。

よって、国に対して、被害者たるすべての生活保護利用者への謝罪及び保護費の遡及支給等被害回復の措置を速やかに講じること並びに生活扶助基準と連動する諸制度への影響の調査と被害回復を図ることを強く要請する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、法務大臣、
財務大臣